

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月20日
東かがわ市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複		
	○			引田	無	R02年度～R06年度	辻田集落
	○			引田	無	R02年度～R06年度	安戸集落
	○			小海	無	R02年度～R06年度	松崎集落
	○			東山	無	R02年度～R06年度	狩居川集落
	○			入野山	無	R02年度～R06年度	端上集落
	○			五名	無	R02年度～R06年度	下日下集落
	○			五名	無	R02年度～R06年度	鈴竹集落
	○			五名	無	R02年度～R06年度	大櫛集落
	○			小磯	無	R02年度～R06年度	小磯集落
	○			小砂	無	R02年度～R06年度	小砂集落
	○			三殿	無	R02年度～R06年度	三殿集落
	○			中山	無	R02年度～R06年度	中山集落